

学校において予防すべき感染症と出席停止の期間について

- ◎第1種・第2種の感染症にかかったら学校に届出をして定められた出席停止の期間、家庭で安静にし、医師の指示で登校を再開する。
- 【本校では】医師に診断されたら担任に連絡をし、定められた出席停止の期間は家庭で安静にする。医師から登校の許可がでたら所定の用紙「**学校感染症罹患の届**」を保護者と生徒が記入し、医療機関を受診したことがわかる薬袋や領収書の写等を添付し、登校再開時に担任に提出する
- ◎第3種については定められた出席停止の基準はない。病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止となる。第3種の‘その他の感染症’は学校で通常みられないような重大な流行が起こったときにその感染拡大を防ぐために必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をできるものとして定められている。あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではないため、必ず出席停止を行うものではない。

学校において予防すべき感染症と出席停止の期間

対象疾患		出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マーブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1,H7N9)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1,H7N9)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで 【ただし、その他の感染症については、感染拡大を防ぐために必要がある時に限り、校長が学校医の意見を聞き、第3種の伝染病としての措置を講じることができる】